1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠:生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条

長野県附属機関条例第2条第1項

設置目的: 県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な

推進に関する重要事項を調査審議する。

長野県生涯学習審議会委員【第12期】

(肩書きは就任時現在)

氏 名	現職等
秋 葉 芳 江	長野県立大学ソーシャル・イノベーション創出 センター (CSI) 専任チーフ・キュレーター
泉山莉奈	大学生
伊藤美知子	元長野県PTA連合会 副会長
小 池 玲 子	長野県社会教育委員連絡協議会 会長
関 正浩	長野県白馬高等学校 校長
千 野 泰 聖	大学生
長峰夏樹	長野県社会福祉協議会総務企画部長
西 一 夫	信州大学教育学部 教授
樋口正幸	合同会社小滝プラス 代表社員
深野香代子	KOA株式会社 顧問
堀 内 絹 予	上田市立神科小学校 校長
松田晶弘	ボランティア従事
毛受芳高	一般社団法人アスバシ 代表理事
森 田 舞	ゆめサポママ@ながの 共同代表
柳澤礼子	長野県公民館運営協議会 副会長 佐久市中央公民館 館長

(任期:令和3年5月1日から令和5年4月30日まで)

審議状況

・審議会:令和3年9月から令和4年9月にわたり全4回開催・会議事項:これからの生涯学習・社会教育の充実に向けた提言

・提言概要:すべての人がつながり、学び合い、共に変わり続ける"シン・生涯学習社会"へ

イ 長野県生涯学習推進本部

設置根拠:生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

事業概要:「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。 実施内容は(2)のとおり。

(2) 生涯学習の普及啓発

令和4年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 令和4年11月1日~11月30日

イ 実施内容

- (ア) 月間の周知・広報
 - インターネットへの掲載(県HPなど)
 - ・県庁舎内展示の実施(11月6日~10日)
- (イ) 関係機関・団体等の取組促進
 - ・県・市町村:講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
 - ・学校:学校開放講座の実施、施設の一般開放等
 - ・社会教育関連団体:構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

(3) 子どもの読書活動の推進

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書推進計画」の策定(努力義務:第9条)が定められた。

平成30年、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定に伴い、令和元年度に概ね5年間の計画期間となる「豊かな読書を子どもたちに~発達段階に応じた取組~」を基本理念とする「第4次長野県子ども読書活動推進計画」を策定した。

令和4年「地方分権改革に関する提案募集」において、同計画の上位計画への包含を可能とすることについて提案し、同年12月20日の閣議決定を受け可能となったため、市町村へ周知した。